

立法、行政、司法の関係性を捉える統治機構の学習
—著作権使用料をめぐる民事裁判を事例に—

- 1 **校種・教科・科目（分野）** 中学校・社会科・公民的分野
- 2 **単元名** 国の政治の仕組み
- 3 **学習指導要領上の位置付け** C（2）民主政治と政治参加
- 4 **カリキュラムマップとの関連性** 科学技術の進展と社会 市民の権利と責任
- 5 **単元目標**

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力・人間性
<p>・法の根底にある価値について、人権の具体的内容を保障する統治機構の役割や仕組みを憲法の条文を基に理解している。</p>	<p>・立法、行政、司法の関連性や三権が分立している意義を人権の観点から思考し、表現している。</p> <p>・公正に事実を認識し、問題を多面的・多角的に考察した上で、法に基づく自分の意見と多様な他者の意見とを照らし合わせるとともに、また、多様な意見を調整し、合意形成を目指そうとしている。</p>	<p>・社会的課題を立法、行政、司法それぞれの役割や仕組みと関連させて考え、解決方法について公正の考え方に基づき判断し、提案しようとしている。</p> <p>・裁判員制度を例に、裁判員として求められる公正な判断の視点や人権擁護の視点などを身につけようとしている。</p>

6 単元の特色（教材観）

中学校社会科公民的分野における統治機構の学習は、立法、行政、司法それぞれの機関の役割と仕組みを把握し、まとめて三権の均衡と抑制の関係を理解する単元構成となっている。

しかし、三権それぞれの役割・機能を個別に学んでも、各機関の関係性を把握できず、三権がなぜ分立し、均衡と抑制の関係にある制度となっているのかを理解することは難しい。横大道・吉田(2022)によれば、「教科書に記載されている権力分立には、権力の『分立』と権力相互の『均衡・抑制』という2つの要素が示されている・・・（中略）、権力を縦割りにした『分立』の意味合いが強調されているように見えるのです。他方、権力が

相互に『抑制・均衡』し合うという、もう一つの機能は教科書の有名な三権分立のイラストのおかげで知識として普及しているものの、実際に権力相互の『抑制』がどのように行われ『均衡』しているのか、その姿を具体的に理解できている人は少ないように思います。」と述べる。そして、「『分立』と『抑制・均衡』を権力分立の車の両輪として理解させることが、その通俗的なイメージからの脱却の第一歩ではないかと思えます。」と述べる。

そこで、国会で制定された法律を、内閣がどのように運用しているのか、裁判所では法に基づいて紛争をどのように解決していくのかなど、法を軸にして三権の関係性を生徒に把握させる必要があると考えた。

大西・川口(2020)は、「『議院内閣制』を学習した際に、『内閣と国会は連帯して責任を負う』とあるが、『与党議院が自ら所属している党の党首である内閣総理大臣に対して質問をする姿は、議院内閣制や三権分立の考えが反映されているようには感じない。そもそも与党である自由民主党と公明党が過半数以上の議席を獲得している状況下で、内閣不信任案が可決する可能性は極めて低い。』という意見が、多くの生徒から出た。」と述べ、統治機構と社会の実態を関連させるため、生徒に三権分立の表を作成させる授業を実践した。

生徒が作成した表を見ると、多くの生徒たちは主に立法と行政の関係の近さ（親密さ）に着目し、表を作成している。生徒の中には司法を立法や行政と切り離して考える者も見られた。

このことから、生徒に司法と立法、行政との関係性にも着目させ、三権の関係性をトータルで考えさせるには、司法を軸に立法、行政との関係性を捉えられるようにすればよいのではないかと考えた。

そこで、本単元では立法、行政、司法それぞれの役割を把握し、三権の均衡と抑制の関係を学ぶ前に、具体的な裁判例の解決策を生徒に考えさせる時間を1時間設置する。この学習課題を設け、どの権力機関がどのような役割をどこまで担うべきなのかを考察させることで、生徒が三権それぞれの関係性を捉え、三権が均衡と抑制の関係にあることの意義を理解することにつながる考えた。

本時で扱う題材は音楽教室団体と JASRAC との著作権使用料の徴収の是非をめぐる民事裁判とした。理由として第一に、部活動や習い事の経験など、生徒の生活と関連している問題であること。第二に、授業実践時に争われていた裁判で、社会的な関心の高まりが見られたこと。第三に、この裁判の判決内容が地方裁判所と高等裁判所で異なっており、生徒が裁判所の判決＝正解と捉えてしまうことを防げること。第四に、技術科の情報分野（著作権に関わる学習内容）と関連させることができること。第五に、この裁判の争点を自分なりに考察させることで、司法による解決だけに焦点化するのではなく、著作権法に関わる問題（立法）と、国の政策に関わる問題（行政）など、前時までに学んだ権力機関の役割・機能と関連させることができることである。

7 単元計画

次	時	項目	学習活動
第1次 国会の 仕組み	1	国会の地位と仕組み	○国会の地位と仕組みがどのようになっているの かを知る。
	2	法律や予算ができる まで	○法律や予算が国会のどのような審議を経て作ら れるのかを知る。
	3	行政を監視する国会	○国会と行政との関わりを知る。
第2次 内閣の 仕組み	4	行政の仕組みと内閣	○行政の役割と仕組みがどのようになっているの かを知る。
	5	行政の役割と行政改 革	○行政における内閣の役割がどのように変化して きたのかを知る。 ○行政改革の方向性を考える。
第3次 裁判所 の仕組 み	6	裁判所の仕組みと働 き	○裁判の役割と仕組みがどのようになっているの かを知る。
	7	裁判の種類と人権保 障	○刑事裁判における、被疑者・被告人の人権を保 障するための仕組みを知る。 ○民事裁判の仕組みを知る。
	8	裁判員制度と司法制 度改革	○裁判員制度の仕組みがどのようになっているの かを知る。 ○司法における冤罪防止策や被害者参加制度につ いて知る。
第4次 三権相 互の関 係性と 三権が 分立す る意義	9	三権相互の関係性	○地方裁判所と高等裁判所で判決内容が異なる裁 判(音楽教室団体と JASRAC との著作権使用料の 徴収をめぐる民事裁判)の争点を把握し、解決策 を考える。 ○三権の関係性を知る。
	10	三権の抑制と均衡	○立法、行政、司法の均衡と抑制の関係を知る。 ○違憲審査制を知る。

図1 単元計画

8 カリキュラム・マネジメント

本時は技術・家庭科（技術分野）D 情報の技術の単元における、情報モラルや著作物の利用に関する学習と関連させることができる。技術科では知的財産権について、日常生活で情報を利用する際に著作者の保護と著作権の侵害を防ぐために必要なことを具体例を通して学ぶ。技術科と連携したカリキュラム・マネジメントにより、本単元におけるカリキ

ユラムマップの位置づけである「科学技術の進展と社会」と関連させることができる。

9 本時の授業展開

(1) 本時の指導案

	子どもの学習内容・活動	教師の支援	教材
導入 10分	<p>○民事裁判の仕組みを復習する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 教科書（p102）の民事裁判についての説明を読む。 民事裁判と刑事裁判、それぞれの手続きの図（p103）を参照し、相違点を確認する。 ワークシートにキーワード（①～⑥）をまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> 刑事裁判のしくみと比較し、民事裁判の特徴を理解できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 教科書p102～103 ワークシート
展開 25分	<p>○音楽教室団体とJASRACとの著作権使用料の徴収をめぐる民事裁判の争点を知る。</p> <p>○この裁判の解決策を「公正（手続き、結果の公正さ）」の考え方を使って考える。</p> <p>※個人→小グループ→クラス全体で意見交換をする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 立法、行政、司法との関係性を理解できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ワークシート
終末 15分	<p>○本時の振り返りを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本時で学んだこと、気が付いたこと、新たな疑問などを書く。 	<ul style="list-style-type: none"> 立法、行政、司法との関係性を理解できるようにする。 次時の三権分立の意義、違憲審査の学習につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ワークシート

※本実践は2021年11月16日に南足柄市立南足柄中学校において村上揚教諭が担当した3クラス63名に実施した。なおワークシートの扱いについては当時の管理職の了承を得ている。

(2) 本時のワークシート

◆民事裁判ワークシート 3年 組 番 名前 ()

1 教科書を参考にして、民事裁判の特徴をまとめよう。

- | |
|---|
| (1) 民事裁判は個人や企業といった (①) の間の争いについての裁判。 |
| (2) 民事裁判のうち、国や地方公共団体 (神奈川県や南足柄市) を相手にした裁判を (②) 裁判とよぶ。 |
| (3) 民事裁判では、 (③ () ←訴えた側) と、 (④ () ←訴えられた側)、どちらの言い分が正当なのかを、裁判所が (⑤) に基づいて公正に判断する。 |
| (4) 民事裁判には判決に至る前に当事者がお互いに歩み寄って話し合いがまとまる、 (⑥) という解決もある。 |

2 実際の民事裁判の事例を見てみよう。

JASRAC (日本音楽著作権協会) は、国内の作詞者、作曲者、音楽出版者などの権利者から著作権の管理委託を受けている私的な団体です。JASRAC は、さまざまな形で利用される音楽について、利用者の方が簡単な手続きと適正な料金で著作権の手続きができる窓口となっています。そして、回収した使用料は、作詞者・作曲者・音楽出版者など権利を委託された方に定期的に分配しています。2017年、JASRAC は、音楽教室から使用料を徴収することを決定しました。これに対して、音楽教室団体 (原告) が JASRAC (被告) を相手に使用料の徴収権限がないとし、東京地方裁判所に訴えました。JASRAC は、著作権者の代わりに音楽教室から使用料を徴収する方針を固めました。
--



<法律を読んでみよう>

著作権法 第22条 (上演権及び演奏権)

著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として (以下「公に」という。)

→音楽教室での演奏がこの条文にあてはまる場合は、使用料を支払うことになりそうです。



<原告、被告のそれぞれの主張を読んでみよう>

音楽教育を守る会 (原告) の主張	JASRAC (日本音楽著作権協会) (被告) の主張
・音楽教室のレッスンは、教師と生徒 (マンツーマンや10人未満の少人数で、特定の関係にある。教師と生徒の演奏は、「公衆」に対する演奏ではない。	・音楽教室は契約すれば誰でも生徒になれる。生徒は不特定で、多数であるから、「公衆」である。過去にダンス教室の生徒が不特定で多数の者で、「公衆」にあたるという判決が出ている。

<p>・音楽教室での教師の演奏は生徒の指導のために演奏する。生徒は技能の向上のために教師に向けて演奏する。どちらも聞き手に感動を与えるための演奏ではないから、コンサートやライブのような「聞かせること」を目的とした演奏ではない。</p>	<p>・教師は指導で演奏し、生徒に聞かせている。生徒も技術向上のため、教師に向けて演奏している。過去にカラオケが「聞かせること」目的とした演奏にあたるという判決が出ている。だから教師や生徒の演奏は「聞かせること」を目的としている。</p>
<p>・生徒は楽譜を使ったり、発表会で演奏したりするとき使用料を払っている。さらにレッスンでの練習にも使用料がかかれば、過度の負担である。楽曲の選択に影響し、楽曲が世に広まる機会が失われる。それは著作権法第1条の目的に反することになる。</p>	<p>・レッスンにおける使用料は年間受講料の2.5%。仮に年間300万円の受講料収入とし、レッスンでJASRACが管理する楽曲を使うのが全体の10%の音楽教室の場合、年間で7500円(月625円)の使用料。音楽教室の経営を圧迫するほどではない。</p>

3 著作権使用料をめぐるこの争いの解決策を「公正（手続き、結果の公正さ）」の考え方を
使って考えてみよう。

<参考> 著作権法
第1条（この法律の目的）
この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及び有線放送に関し、著作者の権利及び、これに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

4 クラスのみんなの考えで参考になった考えや、なるほどと思った考え、新たな解決策を
メモしよう。

5 今日の授業で学んだこと、気が付いたこと、新たな疑問などを書こう。

10 生徒の学習成果とその評価

(1) 本時の評価基準

評価項目	A (十分満足できる)	B (おおむね満足できる)	Bに到達させるための手立て
・著作権使用料をめぐる民事裁判の解決策を考え、自分なりに表現できる (思考・判断・表現)。	・著作権使用料をめぐる民事裁判について、公正の視点を用いて考え、司法と国会や内閣など他の権力との関連性をふまえた解決策を示すことができる。	・著作権使用料をめぐる民事裁判について、公正の視点を用いて考え、解決策を表すことができる。	・民事裁判のしくみと著作権使用料をめぐる民事裁判の内容を再確認する。
・著作権使用料をめぐる民事裁判を通して、自分と社会との関わりを考察することができる (態度)。	・民事裁判の事例から、司法と立法、行政との関連性に気が付き、自分が社会とどのように関わっていくのかを考察することができる。	・民事裁判の事例から、司法の役割を理解し、自分が社会とどのように関わっていくのかを考察することができる。	・著作権使用料をめぐる民事裁判の解決策の検討を通して、裁判での解決とともに、既習の国会や内閣の役割にも着目させる。

(2) 本時の評価項目と生徒のワークシートへの主な記述内容

◆本時の評価項目① 「著作物使用料をめぐる民事裁判の解決策を考え、自分なりに表現できる (思考・判断・表現)」について (下線は筆者)。	
A (十分満足できる) と判断できる記述	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>裁判所と他の国家機関はつながっていると思う</u>。裁判所は国会が作った法律で裁くから。 ・ <u>司法権の独立があるので、他の国家機関とは関係がないと思っていたが、国会が新たな法律を作るなど、間接的に関わりがあると思った</u>。 ・ <u>和解に至らなかった場合、行政や国会で何か取り組んだり、法律を作ったりすれば、和解につながるかもしれない</u>。 ・ <u>裁判をするのは裁判所だが、再発防止や事件や対立を予防することを内閣や国会が行っていくことが大切だと思った</u>。 ・ <u>裁判所だけでなく、国会や内閣も問題解決に向けてできることがある</u>。例

	<p>えば<u>国会で新しい法律を作る、行政で活動の制限や新たな活動をする</u>と問題が解決しやすくなると思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著作権法を具体的にしたり、ネットで違法に配信されているものに罰則を与えたりするなど、様々な対策があると思う。
<p>B（おおむね満足できると判断できる）と判断できる記述</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>楽譜の購入や発表会での演奏で使用料を払っている</u>ので、レッスンや練習の場合、使用料を払う必要はない。 ・<u>音楽教室でのレッスンは「公衆」にはあたらない</u>。教師が生徒に聞かせることが目的だったとしても、公衆に「聞かせる目的」にはあたらない。だから使用料を払う必要はない。 ・使用料は払わなくていい。<u>文化の発展にいいのは使用料を払わずに練習ができて、その子が音楽に興味を持ってくれた方がいい</u>。その方がその後の音楽業界にとってもよい。 ・使用料は払わなくていい。音楽教室で習うことでその曲が広まり、文化の発展に寄与する。著作者はお金をもらえないが、その曲が広まって、その曲が良かった人が買うから。 ・楽譜の購入や発表会での演奏で使用料を払っている<u>ので、レッスンや練習の場合、使用料を払う必要はない</u>。<u>音楽教室への過度な負担となり、音楽教室の受講料が高くなってしま</u>う。 ・<u>音楽教室は使用料を支払ったほうがいい</u>。他人が作った音楽を使っている。<u>料金もそんなに高くないから</u>。 ・両方の主張の間をとって、使用料を下げる。 ・楽譜の料金を上げて、使用料込みにする。

<p>◆本時の評価項目② 「著作物使用料をめぐる民事裁判を通して、自分と社会との関わりを考えることができる（態度）」について（下線は筆者）。</p>	
<p>A（十分満足できると判断できる）と判断できる記述</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の裁判は、個人の争いだけでなく、<u>社会が変わってきたことによる新しい問題によって起こったと思う</u>。こういうものを解決するには、<u>司法だけでなく、行政や立法も関わっていくことが大事だ</u>と思った。
<p>B（おおむね満足できる）と判断できる記述</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法律に基づいてやっているからすぐに判決が決まって終わると思ったが、<u>法律もいろいろな見方があるから、簡単にどんどん進んでいくものではない</u>ことがわかった。

(3) 評価基準との関わりについて

生徒のワークシートの記述から、評価項目①（思考・判断・表現）については、著作権使用料の徴収をめぐる民事裁判の争点をふまえ、多くの生徒が自分なりの解決策を記述することができた（B基準）。

そして、この問題を裁判所で解決することに加え、国会による著作権法の改正や内閣による音楽文化の振興に関わる施策の必要性というように、三権の各機関の役割をふまえた意見を記述できている生徒も見受けられた（A基準）。

評価項目②（態度）については、裁判の特質として、裁判が法律をあてはめれば、すぐに問題が解決できるものではなく、法の解釈の必要性について気付く生徒もいた（B基準）。

そして、裁判による解決だけでなく、立法や行政の役割・機能と関連させ、問題の解決策を検討する必要性について述べることができた。また、著作権使用料をめぐる民事裁判を当事者間の紛争にとどめて考えるのではなく、社会の人々の考え方の変化や技術の進展など、社会の変化に伴って生じている問題と捉えることができた。（A基準）。

(4) 本実践の成果と課題

本実践の成果は生徒が著作権使用料を巡る民事裁判の解決策を考えることを通して、立法、行政、司法それぞれの役割と三権の関係性を捉えることができたことである。三権分立と三権の均衡と抑制との間に、三権の関係性を捉える授業（本時）を組み込むことで、本時が両者を接続する役割を果たすと考えられる。

課題は、第一に本時を設置したことにより、三権の均衡と抑制の理解がどの程度深まるのかを検証すること。第二に、民事裁判を学ぶ最初の段階では、題材として、個人と個人の裁判を扱ったほうがよいのではないかなど、どのような題材を選ぶのが課題として残った。

11 「18歳市民力」育成に向けての提案

日本公民教育学会(2022)によれば、「私個人の力では、政府の決定に影響を与えられない」と考えている児童生徒が約7割いる。この結果から、社会の問題を強いリーダーを求めて、解決策の提案・実施を委ねてしまったり、反対に政府の政策に関与することから遠ざかり、自分の目に見える範囲の個人や一部の権力機関を批判することで満足してしまったりする児童生徒が多いのではないかと考えられる。このような認識を持つ生徒が、社会の問題は一部の権力機関だけで解決することが困難であることに気が付けるようにしたい。

「18歳市民力」育成に向けて、社会の問題を一部の権力機関や限られた当事者間の問題にとどめるのではなく、社会全体に関わる法を軸にして、社会参画を組み込んだ授業を構成・実践し、よりよい社会の実現に向けて考察し、行動できる市民の育成に寄与したい。

(参考資料、文献等)

- ・LLI/DB判例秘書データベース（最終閲覧日2021年6月22日）、東京地方裁判所判決文、知的財産高等裁判所判決文。
- ・大西弘員・川口広美（2020）：「学習内容と現代社会の実態をリンクさせた探究的授業

実践－『三権分立』における展開例－』, 『広島大学附属東雲中学校研究紀要「中学教育第50集」』, pp. 1－9. https://ir.lib.Hiroshima-u.ac.jp/files/public/5/51040/20210616151721761622/JourJrhighEdu_50_1.pdf, 最終閲覧日2023年1月1日.

- ・ 神奈川新聞朝刊(2020年2月29日, 2021年3月19日) .
- ・ 日本公民教育学会(2022): 『小中高生を対象とした18歳市民力に関する意識調査2021(ダイジェスト版)』, 2022年3月27日.
- ・ 橋本阿友子(2020): 「音楽教室裁判にみる著作権法の諸問題」 『Juristジュリスト7月号』, 有斐閣.
- ・ 文部科学省(2018): 『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説社会編』, 東洋館出版社.
- ・ 矢ヶ崎典隆, 坂上康俊, 谷口将紀ほか107名(2021): 『新しい社会 公民』, 東京書籍, 令和2年3月24日検定済, 令和3年2月10日発行.
- ・ 横大道聡・吉田俊弘(2022): 『憲法のリテラシー 問いから始める15のレッスン』, 有斐閣.

野寄雄太 (相模原市立新町中学校)